

## 泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託事業者募集要領

### 1. 趣旨

この要領は、泉大津市（以下、「本市」という。）の小学校において、小学校の施設を活用し、子ども達が安全・安心な場所で活動できる機会を提供する放課後子ども教室に地域の大人が参画できる手法を企画し、継続的に実施できる仕組み作りを行うため、地域の実情に応じた青少年育成プログラムを開発する事業者を公募型プロポーザル方式で募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託

#### (2) 履行場所

泉大津市立戎小学校、泉大津市立穴師小学校、泉大津市立浜小学校、泉大津市立条南小学校、泉大津市立楠小学校

#### (3) 業務内容

別紙「泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (5) 予算額

11,189,000円を上限とする。

(令和6年度3,830,000円、令和7年度4,717,000円、令和8年度2,642,000円を上限とする。)

### 3. 参加（応募）資格要件

応募書類提出時点において、過去5年以内に文部科学省及び厚生労働省が定める「新・放課後子ども総合プラン」（30文科生第396号 子発0914第1号 平成30年9月14日）における「放課後子ども教室」又はこれに類似する事業を運営した実績があり、次の各号のいずれにも該当しない団体等とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市が一般競争入札に参加させることができない団体等
- (2) 本市で、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けている団体等
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしている団体等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体等（以下、「暴力団等」）
- (5) 国税及び地方税等を滞納している団体等
- (6) 次の各号に該当する者が役員となっている団体等
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 法律行為を行う能力を有しない者

- ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- カ 暴力団等の構成員

#### 4. 日程

本件に関する必要書類の提出等の期限等は次のとおりとする。

- |                        |                                      |
|------------------------|--------------------------------------|
| (1) 質問書受付期間            | 令和6年5月10日(金)から<br>令和6年5月24日(金)午後5時まで |
| (2) 質問回答期限             | 令和6年5月29日(水)                         |
| (3) 参加表明書提出期間          | 令和6年5月10日(金)から<br>令和6年5月30日(木)午後5時まで |
| (4) 参加資格審査決定通知日        | 令和6年6月3日(月)                          |
| (5) 企画提案書等提出期間         | 令和6年6月3日(月)から<br>令和6年6月14日(金)午後5時まで  |
| (6) 辞退届提出期限            | 令和6年6月14日(金)                         |
| (7) 第1次審査結果及び第2次審査実施通知 | 令和6年6月19日(水)                         |
| (8) プレゼンテーション審査(第2次審査) | 令和6年6月27日(木) 予定                      |
| (9) 審査結果通知日            | 令和6年7月5日(金) 予定                       |

#### 5. 参加表明

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書(様式1号)
- ② 申請団体概要書(様式2号)
- ③ 決算報告書(直前1年分に係る決算報告書一式(直近の株主総会で議決を得たもの))
- ④ 登記簿謄本
- ⑤ 納税証明書
- ⑥ 印鑑証明書(法務局が発行したもの。(参加表明書提出日から遡って3カ月以内に発行されたもの))

ただし、上記③から⑥については、当市の入札参加資格を有していない事業者のみ、提出が必要なものとする。また、複数事業者が共同で参加表明を行う場合は、関係する全事業者の提出が必要なものとする。

##### (2) 提出方法

期限までに担当課へ電子メールで送信すること。

ただし、提出書類の原本を後日、担当課へ郵送により提出すること。

##### (3) 留意事項

持参による提出の受付は、平日午前9時から午後5時までとする。

#### (4) 参加の承認

参加承認の可否については、令和6年6月3日(月)に参加表明書に記載された E-mail アドレスに電子メールで通知する。

### 6. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類及び実施事業に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

#### (1) 提出書類

質問書(様式3号)

#### (2) 提出方法

FAX、郵送又は電子メールにより提出すること。

#### (3) 回答方法

質問内容及び回答をとりまとめ、質問者を伏せたうえで本市のホームページ上で公開する。

### 7. 企画提案

#### (1) 提出書類

① 企画提案書(任意様式)

② 見積書(任意様式)

※積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。

※合計金額は履行期間の総額を記載すること。

③ 事業実績調書(様式4号)

④ 応募申込書兼誓約書(様式5号)

⑤ その他、提案内容の詳細を示す資料(プレゼンテーションで使用するもの)

※人件費、諸経費等の積算根拠、内訳をできるだけ詳細に記載すること。

※消費税率については、10%として積算すること。

#### (2) 提出部数

①～⑤について、各10部(正本1部、副本9部)を提出すること。

#### (3) 提出方法

期限までに担当課へ郵送により提出すること。(令和6年6月14日(金)午後5時必着)

#### (4) 留意事項

① 副本9部については、会社名称、所在地、代表者名など企業名が特定できる情報は記載しないこと。

② 参加を辞退する場合は、辞退届(様式6号)を同様の方法で提出すること。

## 8. プレゼンテーション審査

### (1) 実施日

令和6年6月27日(木)【予定】 ※詳細は後日通知

### (2) 実施場所

泉大津市役所内会議室

### (3) 実施要領

- ① 概ねプレゼンテーションを20分、質疑応答を10分とする。
- ② 使用する資料は、企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。ただし、審査会が必要であると認めたときはこの限りではない。
- ③ プレゼンテーションへの参加者は3名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査は非公開とする。
- ⑤ 企画提案書等の書類審査(第1次審査)により、プレゼンテーションへの参加を認めない場合がある。

## 9. 審査方法

### (1) 審査基準

別紙「審査基準表」のとおり

### (2) 審査方法

- ① 本市の庁内関係者で構成する「泉大津市青少年育成プログラム開発支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)において審査する。
- ② 一次審査は書類審査とし、企画提案書等提出書類を点数評価し、それらの合計点の上位3者を一次審査通過者として選定する。ただし、企画提案者が3社以下の場合、一次審査は行わない。
- ③ 二次審査において、企画提案書、価格、プレゼンテーションの内容を評価し、合計点数が最も高い事業者1社を優先交渉権者として選定する。
- ④ 企画提案が1社であっても審査を行い、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。
- ⑤ 優先交渉権者との契約協議が成立しなかった場合は、次点であった事業者を新たに優先交渉権者として選定する。

### (3) 審査結果の通知

審査結果について、企画提案書を提出し、二次審査に参加した事業者に対し、令和6年7月5日(金)【予定】に通知し、本市のホームページにも同日に掲載する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

## 10. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領に示す参加要件を欠くこととなった場合

#### 1 1. 契約に関する事項

##### (1) 契約の締結

優先交渉権者と市が協議を行い、企画提案を受けた内容を基本として、委託業者に係る仕様書を確定させた上で契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約を締結しない。

- ① 優先交渉権者の責めに帰すべき理由により、市が指定する期日までに契約締結に応じなかったとき
- ② 本要領に違反した場合等、契約相手としてふさわしくないと市が判断したとき

##### (2) 契約金額

契約金額は、企画提案時に提出された見積書の範囲内とする。

##### (3) 契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

#### 1 2. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出期限後において、提出書類の修正又は再提出は認めない。ただし、審査委員会が必要と認めて指示した場合を除く。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 企画提案書等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。

#### 1 3. 書類提出先及び問合せ先

泉大津市教育委員会事務局 教育部 スポーツ青少年課  
住所 〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号  
電話 0725-33-1131  
FAX 0725-33-0670  
E-mail seisyounen@city.izumiotsu.osaka.jp